

立川市景観計画を 4 月 1 日から一部変更します

平成 24 年 10 月から運用している「立川市景観計画」の一部を変更します。

平成 30 年 4 月 1 日以降に提出する届出等が対象となります。

変更内容については下記を参照下さい。

変更点 1

一般地域・景観形成地区の届出の対象となる行為の規模

一般地域・ 景観形成地区	建築物の 建築等		工作物の建設等				開発行為		土地の造成、土石、 廃棄物その他の物件の 堆積等 現行のまま										
			I	II	III		IV	現行		変更									
	現行	変更	現行のまま	現行のまま	現行	変更	現行のまま	現行		変更									
砂川地域	高さ ≥15m 又は 延べ面積 ≥1,000 ㎡	高さ ≥15m 又は 延べ面積 ≥1,000 ㎡	高さ ≥10m 又は 築造面積 ≥1,000 ㎡	—	高さ ≥5m	高さ ≥2m	区域面積 ≥ 5,000 ㎡	開発区域 の面積 ≥ 3,000 ㎡	—	造成面積 ≥ 3,000 ㎡									
基地跡地関連地域							区域面積 ≥ 1,000 ㎡				—								
一般市街地地域							区域面積 ≥ 3,000 ㎡					開発区域 の面積 ≥500 ㎡	開発区域 の面積 ≥ 3,000 ㎡	造成面積 ≥ 3,000 ㎡					
都市軸沿道地区	—	—	—	—															
中心市街地地区					—	—	—	—											
新市街地地区									—	—	—	—							
玉川上水地区	延べ面積 ≥10 ㎡	玉川上水 に面する 敷地にお いては、 延べ面積 ≥10 ㎡、 面しない 敷地にお いては、 高さ≥10 m又は延 べ面積≥ 500 ㎡	高さ ≥10m 又は 築造面積 ≥1,000 ㎡	すべて									高さ ≥5m	高さ ≥2m	区域面積 ≥ 3,000 ㎡	開発区域 の面積 ≥500 ㎡	開発区域 の面積 ≥ 3,000 ㎡	造成面積 ≥ 3,000 ㎡	
五日市街道地区	高さ ≥10m	高さ ≥10m	—	—	—	—	—	—					—	—	—				
立川崖線地区	又は 延べ面積 ≥500 ㎡	又は 延べ面積 ≥500 ㎡							—	—	—	—				—	—	—	—
国分寺崖線地区	延べ面積 ≥500 ㎡	延べ面積 ≥500 ㎡																	

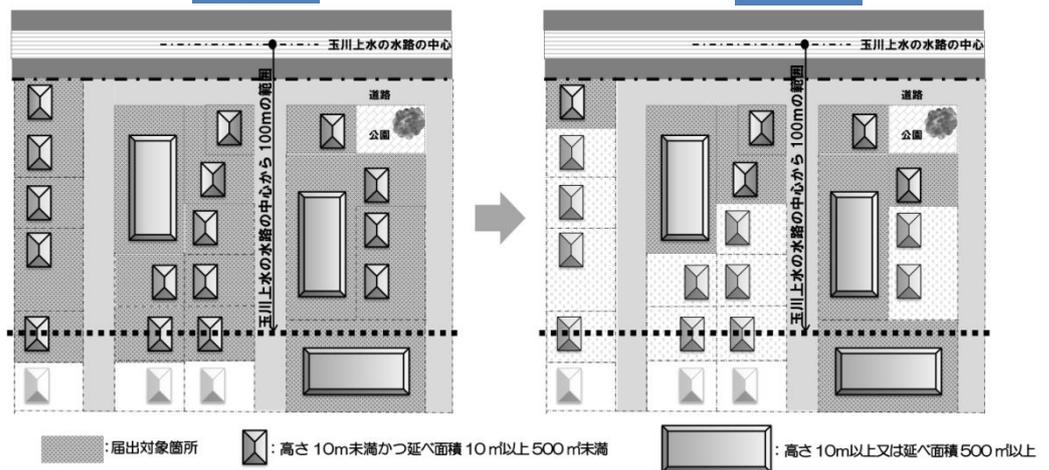
変更前

変更後

<参考>

玉川上水地区の
届出対象範囲について

裏面もご確認
ください



変更点2

届出 60 日以上前の事前協議について、ただし書きによる短縮規定が追加されました。

変更前 『立川市景観計画 P26』

(4) 大規模建築物等にかかる事前協議

大規模建築物等については、市民や事業者の理解を深め、良好な景観を形成するためのしくみとして、事前協議を位置づけます。また、市長が必要と認めた場合、景観審議会や景観アドバイザーにより、専門的な意見を伺います。

事前協議は、景観計画に基づく良好な景観が形成されるよう複数回行い、協議終了後、その結果を届出ることとします。

事前協議は、行為の届出の 60 日以上前までに事前協議書の提出により開始することとします。(※) 事前協議制度が整うことにより、行為の届出の手続きが円滑にすすむことが期待されます。



変更後 『立川市景観計画 P26』

(4) 大規模建築物等にかかる事前協議

大規模建築物等については、市民や事業者の理解を深め、良好な景観を形成するためのしくみとして、事前協議を位置づけます。また、市長が必要と認めた場合、景観審議会や景観アドバイザーにより、専門的な意見を伺います。

事前協議は、景観計画に基づく良好な景観が形成されるよう複数回行い、協議終了後、その結果を届出ることとします。

事前協議は、行為の届出の 60 日前までに事前協議書の提出により開始することとします。**ただし、事前協議が整った場合には、その期間を短縮することができます。**

【問合せ先】

立川市まちづくり部都市計画課景観係
042-523-2111 内線 2376